

地域経済活性化支援機構法の概要

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。

⇒ 企業再生支援機構の「**地域経済活性化支援機構**」への抜本的改組・機能拡充

地域

A 事業再生を目指す企業

- ・事業の選択と集中
(円満な退出を含む)
- ・事業の再編



- ・足腰の強い経営体の構築
- ・過剰供給構造の是正

B 新事業・事業転換を目指す企業

C 地域活性化事業を行う企業

健全な企業群の形成
↓
雇用の確保・創出

事業再生の難易度が高い、地域の中核的な企業を重点的に再生支援

- 再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取り
- 出資・融資・債務保証、専門家の派遣

再生支援

- 再生計画策定支援
- 債権者間調整
- 出資・融資

中小企業再生支援協議会

地域金融機関

事業再生子会社
(連結子会社)

事業再生ファンド

専門家の派遣
出資・融資等

事業計画策定支援
出資・融資

地域金融機関

地域活性化ファンド

専門家の派遣
出資

地域経済活性化支援機構

① 直接の再生支援

- ・支援決定期限:平成30年3月末(5年延長)
- ・支援期間:「5年以内」に延長
- ・大企業について、支援対象事業者名を公表等

② 地域の再生現場の強化

- 中小企業再生支援協議会、地域金融機関に対する専門家の派遣等連携の強化
- 事業再生子会社に対する専門家の派遣、出資・融資
- 事業再生ファンドに対する専門家の派遣、出資

③ 地域活性化に資する支援

- 地域金融機関に対する専門家の派遣
- 地域活性化ファンドに対する専門家の派遣、出資